

江南市における空家等対策の推進に関する協定書

江南市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、江南市内における空家等対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生の抑制、適切な管理、利活用等の促進を図ることにより、「安心して住み続けられる住環境の確保」を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の発生の抑制及び適切な管理に関すること。
- （2）空家等の利活用の促進に関すること。
- （3）前2号の取組に必要な情報の発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

2 前項の取組事項の具体的な実施事項及び役割については、適宜、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要な情報の共有に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による終了又は変更の申出がない場合は、有効期間満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定による取組事項を通じて知り得た所有者等の個人情報を他に漏らしてはならない。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

2 この協定の締結は、第三者と連携・協力することを妨げるものではない。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年7月20日

甲 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
江南市長 澤田 和延

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号
愛知県司法書士会
会長 細井 久史